

## 「座間市市政運営指針（素案）」に関する意見公募（パブリックコメント）実施要領

### 1 意見募集の目的

市では、令和3年度及び令和4年度の本市の最上位計画とする「座間市市政運営指針（素案）」を作成しました。本指針は、「（仮称）次期総合計画」の開始年度が令和5年度であることから、間断なく着実に行政経営を行うための指針として示すものです。

つきましては、内容をお知らせするとともに、皆さんの意見を募集します。

### 2 意見提出期間

令和2年8月17日（月）～9月17日（木）

### 3 意見募集の対象

座間市市政運営指針（素案）

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

### 5 閲覧場所

市役所3階企画政策課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

※ 閉庁日、閉館日は閲覧できません。

※ 市ホームページからも閲覧できます。

### 6 意見提出方法

意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いません。

#### (1) 持参、郵便、FAXの場合

##### ① 記載事項

任意の用紙に次の掲げる項目の内容を記載してください。

・ 件名 「座間市市政運営指針（素案）」に関する意見
----------------------------

・ 案に対する意見
-----------

・本人の情報	
市内に住所を有する方	住所及び氏名
市内に通勤する方	住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
市内に通学する方	住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
市内に事務所又は事業所を有する法人その他団体	事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名
本事案に利害関係を有する方	住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名)並びに利害関係を有することを証する事項

## ② 提出方法

持参	座間市役所 3階企画政策課 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)
郵便	〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号座間市企画政策課 宛て (9月17日(木)必着)
FAX	046-255-3550 送信先:座間市企画政策課宛て

## (2) 電子申請の場合

次のURLにアクセスし、必要事項を入力してください。

URL	<a href="https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7349">https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142166-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7349</a>
-----	---

## 7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページなどで公表します。

- (1) 意見を提出いただいた方の個人情報、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。
- (2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

## 8 事務担当

座間市企画財政部企画政策課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-8287 (直通)

FAX 046-255-3550